

ミニディスクロージャー2020

「JA新潟みらい」の経営内容

「JA新潟みらい」のプロフィール

(令和2年12月31日の現況)

本店所在地：新潟県新潟市南区七軒字前 211 番地 1

設 立 : 平成19年1月4日

組合員数 : 22,324人

(正組合員10,897人・准組合員11,427人)

総 資 産 : 1,633億円

出 資 金 : 47億円

店 舗 数 : 13店舗 (本店1・支店11・出張所1)

役 員 数 : 35人 (経営管理委員28人・理事4人・監事3人)

職 員 数 : 552 (常用的臨時職員含みます)

単体自己資本比率 : 17.44%

経営理念

JA新潟みらいは、組合員と役職員の協同活動によって、
組合員・地域と共に繁栄することを目指します。

新潟みらい農業協同組合

JA バンクは地域金融機関として組合員・地域のみなさまに安心をお届けします。

☆ 主要勘定

(単位：百万円)

	令和1年12月末	令和2年12月末	増 減
貯金	139,674	146,814	7,140
貸出金	40,453	41,879	1,426
預け金	95,027	100,093	5,066
有価証券	5,553	5,725	172

- ・貯金残高は各種キャンペーンの取り組みにより、前年対比105.1%（残高）となりました。
- ・貸出金は住宅ローン等が増加し、前年対比103.5%（残高）となりました。
- ・余裕金の運用は、預金・有価証券の運用を行い、前年対比105.2%となりました。
- ・有価証券は安全性の高い国債・地方債を中心に運用しています。

☆ 収益等

(単位：百万円)

	令和1年12月末	令和2年12月末	増 減
経常収益	12,597	11,927	△670
経常費用	12,095	11,361	△734
経常利益	501	565	64
当期剰余金	337	1	△336

- ・経常利益は前年対比112.7%で、当期剰余金は前年対比0.2%となりました。

☆ 自己資本比率(新基準)

(単位：百万円)

	令和1年12月末	令和2年12月末	増 減
自己資本総額(A)	11,380	11,301	△79
リスク・アセット(B)	61,757	64,779	3,022
自己資本比率=(A)÷(B)×100	18.42%	17.44%	△0.98

- ・自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成27年金融庁・農水省告示第7号）に基づき算出しています。
- ・当JAの自己資本比率は、国内基準(4%)および国際統一基準(8%)を大きく上回り、高い安全性・健全性を維持しています。

☆ 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	令和1年12月末			令和2年12月末		
	取得価格	時 価	評価損益	取得価格	時 価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	5,416	5,553	137	5,615	5,725	110

- ・ 有価証券の時価は、12月末日における市場価格等に基づく時価です。
- ・ その他有価証券については、取得価格を取得原価または償却原価としており、時価を貸借対照表価格としています。
- ・ 有価証券は国債・地方債・金融債等の低リスク債を中心とした効率運用を図っています。

☆ 不良債権の状況

○ 金融再生法開示債権

(単位：百万円)

債権区分	令和1年12月末	令和2年12月末
破産更正等債権 ①	393	351
危険債権 ②	164	68
要管理債権 ③	11	0
小計(①+②+③=A)	569	421
正常債権 ④	39,924	41,497
債権額合計(A+④=B)	40,494	41,918
債権額に占める開示債権の割合(A÷B×100)	1.40	1.00

- 不良債権比率は不良債権額の減少により前年対比0.4%減少となりました。

○ 開示債権と保全の状況 (令和2年12月31日)

(単位：百万円)

資産査定と保全の状況					金融再生法開示債権		リスク管理債権	
債務者区分	残高 A	担保等 保全額 B	貸倒引当金 C	保全率 (B+C)÷A	区分	残高	区分	残高
破綻先	33	253	187	100.0%	破産更生等 債権	351	破綻先債権	30
実質破綻先	407						延滞債権	390
破綻懸念先	76	70	5	100.0%	危険債権	68	3ヶ月以上延滞債権	0
要注意先	(うち 要管理債権)	(0)	(0)	1.8%	要管理債権	0	貸出条件緩和債権	0
	要管理先	0	0	1.8%			合計	421
	その他の要注意先	1,016			正常債権	41,497		
正常先	41,119							
合計	42,654				合計	41,918		

新潟みらい農業協同組合個人情報保護方針

(平成19年1月4日制定、平成30年5月22日最終改定)

新潟みらい農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取り扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取り扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取り扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以 上

令和2年5月発行

新潟みらい農業協同組合

当JA最寄りの各支店へもお気軽にお問合せください。

本店：新潟市南区七軒字前211番地1

TEL：025(373)2105

FAX：025(372)4786

「JAバンクシステム」

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

「JAバンク・セーフティーネット」

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者みなさまにより一層の安心を届けています。

「破綻未然防止システム」JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和2年3月末における残高は1,659億円となっています。

「貯金保険制度」貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は令和2年3月末現在で4,417億円となっています。

用語説明

金融再生法開示債権について

- ・ 「破産更生等債権」とは、金融再生法に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」のことで、破産・会社更生・特別清算等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権です。
- ・ 危険債権とは、債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権です。
- ・ 要管理債権とは、「破産更生等債権」および「危険債権」を除く3ヶ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権です。
- ・ 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないもので、「破産更生等債権」「危険債権」「要管理債権」以外の債権です。

リスク管理債権について

- ・ 破綻先債権とは、未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除きます。以下「未収利息不計上貸出金」といいます。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
- ・ 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の貸出金です。
- ・ 3ヶ月以上延滞債権とは、債務者が利息または元本の支払いを3ヶ月以上延滞している貸出金です。
- ・ 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、債権の一部放棄等を行っている貸出金です。